兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会〔議事概要〕

日時:令和6年2月16日(金)15:00~17:00

場所:兵庫県中央労働センター 視聴覚室

1 協議会の公開

委員の総意として下記の点を確認

- 本協議会については、個人に関する情報を取り扱うため非公開とする。
- ・ 協議会の資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言者(委員名)の名前をマスキングした上で、兵庫県ホームページにおいて公開する。

2 報告

- 「(1) 令和5年度 兵庫県権利擁護・成年後見推進会議(市民後見人養成担当者意見交換会)(令和5年12月6日開催)の内容について」について委員から資料1に基づき報告
- 「(2) 令和5年度 兵庫県成年後見制度市町長申立研修(令和6年2月9日開催)の内容について」について事務局から資料2に基づき報告

3 議題

「(1) 本県の成年後見制度利用促進、権利擁護支援体制の状況、課題について」、「(2) 令和6年度の県実施事業について」について、事務局から資料3から資料8に基づき説明

4 報告、議題にかかる意見交換

(1) 報告について

A委員 「市町長申立研修」について、事務をどうすると早くなるかに特化し、論点を絞って検討した。戸籍調査の範囲については、申立て権者と本人との関係さえ確認できれば家庭裁判所は受け付けるとのことだった。専門職等後見人が引き受ける場合は、法定相続人の範囲を確認しておきたいというニーズもあるのでそこも市町長申立の際はフォローしてほしい。

首長申立てに関する厚生労働省通知に記載された「市町村長申立てに当たっては、 市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等 以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求を する者の存在が明らかであるときは、市長村長申立ては行わないことが適当であ る。」の基準を踏まえながらどの範囲まで調査するかを考えていただきたい。

統計的には戸籍調査を省略している市町村もたくさんあるということを研修で紹介した。

受任の関係で、家庭裁判所から弁護士会に受任候補者を照会すると2週間ぐらい、他の専門職団体では1ヶ月かかる場合もあるそうだ。中核機関等で受任候補者調整してもらったら、その1ヶ月が短くなるということなので、速やかに後見人がつくためには戸籍と受任調整を頑張ってもらうと、2、3ヶ月ぐらい短くなるという感じ

で受講者に受け止めていただいたので、研修の感触はよかったのではと思っている。 もし当日参加された方で感想など話していただけたらと思うがいかがですか。

B 委員 講師の主任書記官のお話に、受講者の自治体担当者が気づきを得たり合点される 様子から、日頃、迷いながら実務を進めておられるのだなということを感じた。

> また、同じ自治体から障害福祉や高齢福祉などの複数の課が出席される様子から、 自治体の中でもし担当課によって認識の違いやスピード感の違いがあったとするな らば、この研修を機に、統一されるのではないか。自治体の中でも話し合われるきっ かけになることを期待する。

C 委員 市民後見人の登録者数等を見ると、神戸市が圧倒的に多い。尼崎市なども養成者数 は多いが受任者数は神戸市がやはり多い。これは何か、市民後見人が受任するよう誘導する仕組みがあるのか。

B委員 受任調整に関して、詳しくは把握していない。市民後見人養成研修を受けられたからといって、なかなか受任につながるわけではないという課題がある。候補者登録に関しても、研修を受ける中で「私には荷が重い」と、登録を希望しない方が一定数あるとは聞いている。

神戸市が多いのは、やはりそれだけ多くのニーズがあり、中核機関でも市民後見人 受任のための調整を行っていると思われる。

C 委員 当団体の近畿ブロック会議があり、大阪の情報提供があった。大阪は市民後見人が すごく多い。大阪市には特別な委員会があり、市民後見人受任の条件を設けて、該当 する案件は市民後見人受任へ持っていく運用をしている。このような特別な委員会 を作って市民後見人の活動を推進している。

D 委員 兵庫県も、大阪市、大阪府のやり方から学ぶとヒントになる可能性がある。

C委員このような委員会によって誘導すれば、市民後見人が増えるのではないか。

D 委員 事務局では大阪の取組みを把握しているか。

事務局 大阪府担当者からは、大阪府では府内の市町村が市民後見人の養成事業を府社協に委託する形で、広域的に市民後見人の養成をしており、三士会など関係団体の協力もあり、これまでも市民後見人に関する議論の積み重ねがされてきていると聞いている。そのため、市民後見人の養成とか活用についてはかなり積極的だと聞いている。

具体的にどのそのような会議があり、どのような運用をしているかについて、詳しく把握していないので、確認したい。

D 委員 事務局は大阪府行政から、県社協は大阪府社協から取組内容を聞き取り、是非次回 協議会で報告してください。

E 委員 昨年 10 月に近畿ブロックの集まりがあり、大阪の団体からも同様に市民後見人の 取組みについて積極的に行っているという報告があった。集まった 7 団体の中でも 大阪が一番積極的だった。大阪では府と市が連動して取り組んでいる。

A委員 報告事項1の市民後見人研修修了者の役割について、神戸市、尼崎市、宍粟市は市 民後見人だけだが、宝塚市、芦屋市はもっと活動範囲が広い。芦屋市は「虐待防止、 意思決定支援」もある。修了者は市民後見人活動のみのために登録されているのか、 それ以外の活動も含まれるかによって登録者数の見方に差が出る。神戸市は芦屋市 人口の3倍であることを考えると、神戸市の登録者数はむしろ少ないという気がし ている。

尼崎市で支援しているケースはなかなか大変なケースも多いので、そのことから 登録者が増えていないのか。登録者数のうちどれだけの方がどのような活動をして いるのか、その濃淡を見ていくと、市民後見人として受けられるキャパもおのずと見 えてきて、守備範囲を明確化することで権利擁護センターや家庭裁判所との連携も うまくいくのではないかと思った。

D委員 「市民後見人とは何か」という実像がもうひとつ見えにくいということが再三議 論されているので、神戸市や芦屋市にヒアリングを行い、実際にどうやって、どのような人が市民後見人、修了者として活動しているのかという話を聞いてもらい、次回 あわせて報告してもらったほうがよいかもしれない。

D委員 市町長申立のことで気になることがある。どうも各市町村によって、さらには担当者によって市町長申立の判断基準が違うのではないかという点だ。

A委員判断基準はない。「マニュアルがないのが課題だ」という意見も出ていた。

D委員 ある市では担当者が堅いから全然市長申立を認めてくれないとか、A 市だったらいけるはずなのに B 市ではできないみたいな話が出てきて、これについて私はずっとモヤモヤしている。これをどう考えたらいいのか。

A 委員 他の都道府県ではマニュアルがあるところもあるので、それを参考にしながら対 応しているという市町もあった。私も市町長申立研修で講義をする際、基準案の作成 を試みたが、なかなか難しくて。ただ、この場合はこっちじゃなくてこっちをやると いうような様相ぐらいはピックアックすることができた。 申立事務の流れを A4 のフ ロー図で作るなどして $10\sim 20$ 枚くらいのものを、兵庫県などが取組み、 $2\sim 3$ 回ほ ど会議をすればできるのではと思う。そのようなものがほしいと市町はみな言って いた。市町長申立研修の前に開催された家事関係機関連絡協議会でも、参加したグル ープワークのグループでは、「うちにはマニュアルがないから、他都道府県のマニュ アルを参考にしながら事務を進めている」という話が出ていた。窓口の職員はマニュ アルがほしいと思っているだろうが、市町村によっては、マニュアル等によって市町 長申立が増えていくと、報酬助成にかかる経費負担が増大して対応できないという ところがあるかもしれない。市町長申立研修で事例報告をした市では、報酬助成の金 額が年間数億円という、すごい額になっていた。特に障害者の方の場合、成年後見人 がつくと、向こう30年ずっと報酬を負担することになるので、件数が増えていけば 市の財政を圧迫するのではないかとシビアな職員なら考える。こういう要素があっ て、申立事務が進むところ、進まないところがあるという雰囲気が少しあった。

D委員 青臭い原則論を言うと、市民の権利を守る最後の砦が成年後見制度の市町長申立 であるはずなのに、財政逼迫云々の影響を受けてしまうというモヤモヤがある。県内 の市町によって市町長申立されるケースに差があるということを、県として放って おいていいのかということが前からずっと気になっていた。そのあたりについて事務局はどう思うか。

事務局 県では申立の実務をやっていないということがあって、特段、基準を示すことはして来なかったが、今回研修をして、確かに各市町が非常にお困りだということはわかった。一足飛びにマニュアルができるかどうかはわからないが、今回の研修でも A 委員が簡単なフロー図を作ってくれたりし、各市町から QA 集を集めたりなど、できるところから市町の困りごとに寄り添って進めていきたいと思っている。

D 委員 実際、どこの都道府県がマニュアルを作っているのか。

事務局 群馬県、新潟県、大阪府、神奈川県など、いくつかの都道府県で作成している。

D委員 それらのマニュアルには共通する要素がきっとある。それらを事務局である程度、 分類するだけでも情報提供としての質があがるかもしれない。

A 委員 ただ、事務局は申立事務を行ったことがないので、勘所がわからず、単独で作成するのは難しい。

D 委員 それで言うと、申立事務の実務をしている人を集めた、実務者による検討会が来年 度や再来年度にできれば、それを整理できるということですね。

A委員 いくつか参考になるものを集めて、事務局側でマニュアル案を作成し、2、3回、 三士会からも意見をいただいて検討したら、形が見えてくると思う。

事務局 おっしゃるとおり、県だけというよりも、市町などにも集まってもらい、勉強会方式でやるやり方が現実的ではないかと思う。

D 委員 次年度以降に是非開催の方向で検討していただければと思う。

(2) 議題について

D 委員 障害分野、高齢分野、認知症対策分野では意思決定支援研修としてどんな研修をしていて、その中の課題や抜けているところなど、今回新たに成年後見に関わる分野で県が研修するのであれば、こういったことをしていってほしいという意見があれば伺いたい。

F委員 認知症対策の分野では、意思決定支援研修そのものはやっていなくて、医療職、看護職などの職種ごとの認知症への対応の研修を行っている。ガイドライン (「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」) があるということを紹介している。

D委員 それ以上の、認知症の方などの判断が苦手な人への支援はこういう風にしたらい いというような具体の話の研修はしていない?

F 委員 講義の中で、意思決定支援や本人の意思を尊重したケアの必要性は触れているが、 より具体的な内容には触れられていない状況だ。

G氏 各市町の高齢分野担当に対して、権利擁護に関する国の動向、情報、先進事例などについて、地域包括支援センター向け等の様々な研修などの機会に、機を見て情報提供をしていく形で、成年後見制度の普及啓発をこれまでもやってきている。これからも同様に行っていくとともに、今回の地域福祉課の新しい研修についてもどのように連携できるか、引き続き検討していきたいと考えている。

H氏 障害福祉では、相談支援従事者、サービス管理責任者向けに法定研修ではない、プラスアルファの研修をいくつかテーマを設定して毎年実施しているが、その中で毎年ではないが、意思決定支援研修は重要性があるので開催している。それから、事業

者向け虐待防止の研修の中で、内容の一つとして登場する。一般県民対象のものは実施していない。

D 委員 なるほど。それでは事務局が先ほど説明した「共同意思決定」や「支援を受けた意思決定」については、障害の分野では突っ込んだ話もしているということか。

H氏 そうですね、有識者の講義なども行っている。

D委員 皆さんにもうかがいたいが、意思決定支援について何を伝えたらいいのか。有識者によっても、どこに重みを持たせるかが全く異なる。そうすると、現場のリアリティーから、「こういうことは伝えてくれないと困る」といったことに基づいた研修の方が意義がある。研究者にお任せでは、結局その人の話で終わってしまうところもある。この協議会も、現場からの声を集めて組み立てていくということをしているので、意思決定支援研修もそのような形が必要だと思う。具体的には検討会議で決めるのだが、委員の皆さんからも「こういうことをやった方がいいのではないか」というご意見があればお願いします。

E委員 意思決定支援研修は、これまで今色々なパターンで行われている。意思決定支援に関するガイドラインが出て、この範囲にはこのガイドラインがというのは示されてきているが、現場の相談支援専門員や地域包括支援センターの職員は、自分のケースに対してどういう形で意思決定支援をやっていくのかということが、今一つ結びついていない。頭では理解できるが、実践に伴っていかないということが多い。これらのツールを活用して、事例も用いながら、具体的で、明日からでも実践で使えそうな形の研修のほうがよい。基本の法的なことはきっちり押さえた上で、実際の事例に基づいて解説していく方が、受講者に入りやすい。

D 委員 つまり、理念や政策の流れを押さえた上で、事例のような具体の話がないと入りに くいのではないかと。他の皆さんはいかがでしょうか。

C 委員 リーガルサポートでも意思決定支援の研修会を行った。そこでは「本人の意思を尊重しなさい」という話が主になるが、後見の実務をやっている者からすると、例えば一人暮らしが難しくなっている認知症高齢者が「施設に入りたくない、家にいたい」、障害者の方がお金がないのに「お金を使いたい」など、本人の意思表明だけでは解決しないこともある。現実には、意思決定を支援しなければならないながらも、その通りにはできないということがあるので、実務的な場面での「意思決定の実際」というところを掘り下げて、研修をしていただきたい。

D委員 今おっしゃったところでいうと、例えば「ごみ屋敷にどうかかわるのか」も含まれてくる。本人の意思決定に寄り添うと、「ごみをそのままにしておきたい」となるが、周囲の人の意思を大事にすると「ごみを捨ててほしい」となる。周囲の意思を尊重して、強制的にごみを捨てても、半年後には元の木阿弥ということになる。いかに本人の意思に寄り添いながら、問題行動、困難事例と言われているケースにも象徴的なように、本人と周囲の人の意思が違っていて、そこに調整が必要な場合の意思決定支援って何だろうというのは、結構大事なポイントだ。

障害福祉の研修ではそこまで掘り下げてやっているのか。

H氏 基本的には、相談支援事業従事者、サービス管理責任者を対象とした研修なので、

施設の利用者に対する課題というのが色々ある中で実施していて、参加者も多い。この研修の中では、現場の課題を踏まえた内容で行っている。

D委員 認知症対策分野ではいかがですか。そのようなニーズはあると思うが。

F委員 ニーズはあると思うが、家族の主訴の方が重くなってしまうので、本人というより も、家族の意見に寄り添うことが主になり、本人の意思が置いて行かれることもある のではと思う。

D委員 そこをどう巻き返すのかが、認知症施策でも大きな課題の一つですよね。

A 委員 この間、厚生労働省が意思決定支援にかかる指導者養成研修というものを去年の 今頃から連続5回程度の研修を実施していて、各都道府県各団体から1名くらいは 受講してほしいという依頼があった。

D委員 その指導者養成研修を受講した人が、この意思決定支援研修の講師になるのか。

A 委員 一応、指導者養成研修や権利擁護アドバイザー研修ということで、厚生労働省が委託して実施している。これらの受講者にも入ってもらったらよいのではないか。

D 委員 来年度、意思決定支援研修の検討会議を行う際には、その受講者の方にも集まって いただいて具体の内容を考えいくという方が現実的ですね。

A 委員 県は受講者のデータを持っているのか。

事務局 昨年度の受講者名簿は提供があった。今年度の受講者を含めた最新のものは厚生 労働書に問い合わせれば入手できると思うで、受講者の方への依頼はできると思う。

D委員 先ほど F 委員がおっしゃっていた、家族の主訴の方が大きくなって、本人の意見が取り入れられないというのは、認知症だけではなく、知的障害、精神障害者の場合でも全く同じことがある。こういう問題をどうするのかというのは、広く一般市民向けの研修でちゃんとやっておくことはすごく大事なことだと思う。指導者養成者研修を受講した方を中心に、こういうことを考えられる研修はどんなものなのかということを次年度、検討してもらうといいかもしれないですね。

A 委員 障害福祉分野では、いくつかの家族会を集めてこういう研修をした方が、より効果が上がりそうだ。一般市民の方向けに行っても、啓発はなかなか難しいかもしれない。意見が対立して、もしかすると紛糾するかもしれないが。テーマが非常にセンシティブで難しいし、家族会からすると「家族の大変さがわからないだろう」と言われるかもしれないが、研修をやるのであれば家族会向けの方が意義があると思う。

精神障害分野は、精神保健福祉士と相談しながらするとよいだろうか。

認知症分野は一般市民の中でもどの層に対象を絞るかというと、対象が多すぎるのでマスでやっていくしかないか。

D委員 でも、少なくとも認知症の人と家族の会なども含めて、広く市民向けというより、 A委員から提案があったように、家族会の方を想定しながら、糾弾するのではなく、 「一緒に考え合おう、意思決定支援」みたいな感じでやれるといいですよね。

> 市民後見人養成の話でも、宝塚市では手をつなぐ育成会が修了者の実践の場を受け持っていて、修了者が支援員として知的障害者を訪問するということをしている。 育成会の構成メンバーは知的障害者の保護者が多いのだが、保護者以外の方に知的 障害者の意見を聞いてもらうことで、権利擁護しようという意識啓発になっている。

保護者も権利擁護は大事にしているので、そのツールとして意思決定支援もあるし、 市民後見人の制度も使えるんだという風に、ここまでの我々の議論が連動する形に なっていくとよいと思う。

A委員がおっしゃったように、対象層は各家族会としながら、家族と本人のコンフリクト(衝突、不一致)について、意思決定支援はどうしていくのかというようなことを、厚生労働省の研修受講者を中心に検討していただくという流れで進めていくとよいかもしれない。

H氏

障害分野ではさらに進んでいて、育成会と何をしているかというと、「親なき後に備えて」というテーマでやっていて、その中の一要素として「意思決定支援」が入ってくる。もう少し長いスパンの話について、既にアプローチし始めている状況はある。

D 委員

西宮市で実施する研修でも、「親なきあとの支援をどうするか」を中心テーマにしている。これからは、このテーマもごく当たり前のテーマになってくるし、意思決定支援も中心テーマになってくると思う。

A 委員

権利擁護サポーター養成研修のモデル市町は1つだけか、複数市町か。

事務局

最低でも1市町というイメージだ。

A 委員

できれば、兵庫県の市町は政令市、中核市、人口5万人以下の一般市などのグラデーションがある。自治体規模や地域を意識し、モデル自治体が複数あれば、展開しやすくなるのではないか。中核市がしていることを町でしようと思っても難しいので、「似たような人口規模の近隣市町」として地域のリーダーになりそうな市町を選定するという視点を入れてもらえたらありがたいと思う。

法人後見実施法人養成事業について、なかなか県内だけでは参考事例が少ないと 思うので、オンラインで実施するなど、県外の法人後見実施法人もヒアリングの対象 として検討してほしい。

それから、国のモデル事業で、都道府県社協が法人後見の実施主体となり、各市町 社協に委託する形で法人後見を受任するという事業をしている。すぐに兵庫県でも 行うことはできないと思うが、参考にしてほしい。特に人口5万人以下の自治体の社 協が、単独で法人後見を行うことは現実的ではなく、県社協に2~3人人員を配置 し、各市町社協の日常生活自立支援事業の支援員が動くという形だとうまく回って いくのではないかと思うので、それに向けた調査をしてもらうとよいのではないか。

事務局

今年度、京都府が国のモデル事業として実施している。

A 委員

おそらく兵庫県でも人口5万人以下の市町では、社協が法人後見事業を行おうとしても、キーパーソンとなる職員が採用できない。日常生活自立支援事業も運営体制が厳しいときいているが、市町社協の専門員と連携する形が現実的ではと思う。各社協が一から規約等を整えていくのは大変なので、県社協に何か集権的な相談機能を置いて、市町社協の現場の支援員に活動してもらう、場合によっては市民後見人(養成研修修了者)のような方がそこで活動してもらう。明石市では養成研修修了者が市社協の法人後見で活動してから市民後見人を受任するという運用をしている。養成された方の活動の場を整えるという面からも、このような形を検討していただき、

2、3年後に事業化されればいいなと、国モデル事業の話を聞いて思っていた。

B 委員 京都府の実践は非常に注視している。しかし、市町社協の実情、自治体とどのよう なやり取りをしているかなど慎重に聞く必要がある。

ご意見のように実施するとなると、実施主体は県社協だが、実際の支援は市町社協が担うことになり、広域な県内、県社協と市町社協間での連携とフォローアップがかなり大きな課題となるだろう。

やはり、京都府の状況を聞くことが先決だと思う。

市民後見人養成担当者の意見交換会によると、法人後見の実施を考えている社会 福祉法人もあったとのことなので、公益的な活動として手を挙げる法人が増えてく るのであれば、それも視野に入れられるのではとも思っている。

D委員 社会福祉法人の公益事業については、何をしていいのかわからないという法人がとても多くて、郡部の社会福祉法人にとっては法人後見事業も一つの方法だが、利益相反の問題がある。県域または圏域でコーディネート機能があって、法人同士で利益相反にならないように他法人利用者と法人後見契約をするといった調整が必要。各圏域の社会福祉法人の社会貢献事業担当者会議と、市町社協が連携しながらそのようなネットワークを立ち上げることができるかといったことがモデルのなるのだろうか。

A委員 それは難しいと思う。社会福祉法人にとっても、自法人のサービス利用につながらないと、法人後見事業をやる意義を見出しにくいのではないか。ただし、利益相反の問題があるので、一番うまくいきそうなのは、居宅で他法人のサービスを受けておられる方が施設に入所するときに、自法人の法人後見にバトンタッチするという運用だと、利益相反の問題をクリアできる。間口は広がるかもしれないが、最後はどこかが受ける形にならざるを得ない。他法人の利用者に対する法人後見は現実的には難しいように感じている。

D 委員 法人が多い都市部ではそれでいけるが、郡部ではどうか。

A委員 特養でも利益率1%程度で、人材も不足しているので、かなり難しいように感じている。かなり優良で人材採用がうまくいっている法人でやっと検討できる状況なので、県下に社会福祉法人は700程度あるが、感覚的には法人後見を検討できる法人は1割ほどではないかと思う。法人後見を実施している法人は、公益事業として利益については考えておられないかもしれないが、多少営業につながり、地域の支えるもなるという側面がないとモチベーションにならないかもしれない。

C 委員 法人後見のための法人を設立したあとの運営が必要だし、財産管理、家裁への報告 など専門的な知識も必要なので、専門職がどうかかわっていくかも課題。民間法人が 簡単には参入できない。

A 委員 なかなか法人後見に参入する法人が増えないのはそういう面があると思う。他人 の財産を預かることにもハードルがある。

D委員 A委員からの、法人後見実施法人へのヒアリングは県内だけではなくて、県外の法人を含めてヒアリングしたほうがよいという意見はその通りだと思う。一方で、県内の法人後見実施法人がどうなっているのかという実態はきちんと明らかにして、何

が足りなくて、どこが課題になのか整理して、それを超えることをやっている京都府 社協や色々なところの事例を聞いてきてもらうという展開の方が良さそうですね。

D 委員 権利擁護サポーターの養成について、事務局としてアプローチしたい地域はある のか。

事務局 アプローチしたいと思っている市はある。A 委員が言われたように、バランスよく、政令市や郡部でも検討をというのはその通りだと思う。1市でモデル実施したとして残り40市町でそのまま展開できるわけではないと思うので、モデル的に実施しながら、色んな市町と相談しながら、この規模の市町はこんなパターンがいいですよというアラカルト形式の展開をしないといけないと思っている。

A 委員から指摘にあった視点は、来年度の検討の際にしっかり持ってやっていきたい。

D委員 オンデマンド形式の研修も欲しいという声もあるので、具体的にどんなことをしているかも含めてモデル市町の研修をやってもらって、それを撮らせてもらってオンデマンド研修の素材にするという展開か。

事務局 オンライン研修は是非やっていきたいと思っている。オンデマンド研修をすることによって、例えば既に市町で実施している市民後見人養成研修のうちの基礎研修を、県の権利擁護サポーター研修でやっていきませんかという提案もしやすくなる。

D委員 ずっと懸案になっている体制未整備地域への働きかけについて、事務局資料では 「但馬ブロック会議の開催」とあるが、それだけで何とかなるのだろうかということ について、皆さんはいかがお考えですか。

A 委員 県社協が今年度8月に、複数の町を集めて働きかけをしていましたね。

B委員 8月に参集された町では、令和6年度中に何とか整備しなければと意識されている。会議を契機に、管内にはあまり専門職がいらっしゃらないが、会としてサポートしていただけることを確認いただけた。おそらく、各会に町から相談があるのではと思う。

そんな風に町が体制整備を進めていけば、近隣市町も触発されるかもしれない。 A 委員 この人を支援したら取組が進んでいくというようなキーパーソンがいるといい。 神崎郡3町の取組みもある職員が中心で引っ張っていっていたので、そういう人を 見つけて励ますみたいなことができれば。

「権利擁護センター設置に向けた検討委員会」などを年2回程度やってみたら、次年度以降に取組が動いていくかもしれない。三士会、障害、高齢の行政担当、包括支援センターなどに集まってもらって話し合う場を設定できるといい。

D 委員 それから、繰り返しだが、他の都道府県の同規模自治体で、体制整備をちゃんと進めているというところとのマッチングをして、一緒にヒアリングしませんかという 働きかけを、県と県社協とで仕掛けていく。

情報提供の方法として、「できないはずだ」と思い込んでいるところに、「こうすればできるんだ」という情報を伝えていくことは大事だと思うので、是非、広域的、専門的支援として行っていただければと思う。

D委員 それでいうと、今後は中核機関が何をやっていて、どういう問題があるのかについて、次年度以降はチェックしていく時期に来ているのではないかと思う。

A 委員 三士会では肌感覚としてはある。

D委員 中核機関を作ったからよかったではなくて、より質の高いことを行うために何が 課題になっているのか。私がもやもやしているのは、県内で成年後見センター系と権 利擁護支援センター系がある事実をどうとらえたらいいのか。

「成年後見さえやればいいのだ」で終わっているのか、それ以上の広がりのある権利擁護まで含めてやっているのかについて、広域的、専門的支援を行う県の協議会として、そこはきちんとチェックした上で情報提供したり、情報発信をしたりすることが求められているのではないかと感じているが、皆さんいかがでしょうか。

A 委員 明石市のように、「後見センター」の名称を使っていても、障害者支援もしている し、名称と機能が一致しているとは限らない。

D委員 そういう場合はいいが、本当に看板のとおり限定的な機能しか持っていないところもあると思う。県内の実質的格差みたいなものについて、「各自治体の判断だから仕方ない」というスタンスなのか、ある程度県として考えないといけないのか、J委員はどう考えますか。

J委員 まずは中核機関を設置できていない市町に作ってもらうということが必要だが、 既に中核機関設置済みであっても、取組をより良くしていっていただくことも必要 だと思っている。まだ把握ができていないので、これから把握が必要だと思う。

D 委員 エビデンスに基づきながら、具体的に示しながらということが大事だ。

E 委員 今日の協議会に向けて、所属団体の中で協議会への意見を聞いてきた。

市民後見人に関しては、活動のフィールドをもっと拡大することが大事ではないかという意見が出た。登録はするけれども、活動するにあったてのマッチングの問題への対応や機会の拡充が大事であるという意見や、市町長申立て案件や施設の案件等の条件を付けずに取り組む方が、市民後見人がもっと増えるのではないかという意見があった。社協が監督する仕組みなどの管理監督体制の見直しもしないと、市民後見人が増えてこないのではないか、など現場感覚の意見としては出ていた。

法人後見について、今日の会議では、県外を含めたオンライン等での状況把握について話が出ていたが、実際に後見をやっている立場からすると、法人を継続運営をしていくために先立つものが必要。やはり法人後見事業は資金的に運営が厳しく、法人の存続、立ち上げに対する補助を検討してほしい。

三職種(弁護士、司法書士、社会福祉士)以外の有資格者の後見業務への参入が進んできている中で、未だに地域の中では成年後見人に財産管理人というイメージが強

い状況なので、意思決定支援や権利擁護の観点の強化が必要。こういう視点が抜け落ちてしまうと、虐待につながってしまう危険もあるので、身上保護の観点を伝える研修が必要との意見があった。これは今日の意思決定支援研修の議論にも含まれている。法人後見についてはすでに行っている法人があるので、結構切実な問題だ。

その他にも色々意見はありそうなので、また次回にもお伝えしたいと思う。

D委員 資料1にある、各自治体での市民後見人等の活動内容では、市民後見人養成研修修 了者によるサロン等での支援や施設へのオンブズマン的な活動、地域生活の見守り などまで活動の幅を広げているところとそうでないところの格差が広がっているが、委員の皆さんにうかがいたいのは、あくまでも、市民後見の受任、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員までができていたらいいという価値観なのか、やはり見守り活動等までを含める方が、権利擁護支援の幅が拡がると捉えるのか。これについて、皆さんいかがですか。

A委員 市民後見人の守備範囲を、各自治体がどう設定しているかによるのかなと思う。メインはやはり市民後見の受任、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員まではやっていただきたい。ただ、これらの活動はかなり重いので、それだけに絞ると市民後見人養成研修修了者も減ってしまう。見守り活動まで範囲を広げていると、修了者も増える。この協議会で検討している権利擁護サポーターは見守り活動まで含めた範囲が守備範囲になると思うので、そこは二つのグラデーションに分かれていくのかなと思う。

E 委員 宝塚市の場合は、従前から地区センターが7ブロックあって、地域包括支援センター、委託相談も同じ7ブロックに設置している。圏域内のネットワークがある程度ある中で、サロンでの支援活動が出てくるという気はする。

D 委員 地域福祉と連動しているという。

E委員 そうだ。

B委員 県として市民後見人だけではなく、権利擁護サポーターを養成していくと打ち出すということは、より広い、地域づくりや参加支援ももちろん含まれてくると認識している。 D 委員がおっしゃられた分類でいうと、広義の方の権利擁護を目指していくというメッセージと理解している。

それを協議会のメンバーだけではなく、実際の市町で活動されている福祉専門職や当事者・家族会等とどれだけ一緒に考えていけるのかということが、これからも肝なんだろうと思っている。

C 委員 私も同じように感じていて、いわゆる"困難案件"とは何なんだろうかという議論を会議でしたのだが、つまりは司法専門職だけでは手に負えない、色々な人の手を借りないと解決できないものを困難案件というのかなという話になった。そうなるとやはり、従来の成年後見人の仕事だけではサポートできない方のケースが困難案件となり、権利擁護、意思決定支援が十分にできていないということになってくると思う。

「地域のネットワークで」とよく言われるが、どこまでネットワークで支援できる かが、権利擁護サポーターの活動範囲につながると思うので、理想を言えば市民後見 から見守りまでの全部の項目に○がついてサポートできるような体制が良いと思う。

D 委員

私自身、障害福祉の分野でずっとやってきたが、見守り活動等は相談員等の専門職では手に負えない部分だが、本当はそこがあれば、より問題が困難にならずにすむケースがあるというような、予防的関わりができる。市民後見人、法人後見等支援員などの活動は、既に権利擁護が必要となっているケースの事後救済的関わりと言える。

先ほどの中核機関は何をするかということと重なってきて、事後救済だけをするセンターなのか、事前予防の機能までを求めたセンターなのかということが、権利擁護の上でとても大きな点。法律上は事後救済だけで済んできたのだけれども、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画以降の意思決定支援に関する変遷、及び障害者権利条約にかかる国連勧告の中で成年後見制度の見直しを求められていることを受けての、今の法務省、厚労省の舵の取り方を見ていると、事後救済だけでなくて事前予防をするんだということをセットにしないといけないというのが、今の潮流だ。

そんな中で、「〇〇市だからそこまでできるんだ」で終わっている現状でいいのかというのが、すごく気になるところ。事後救済だけやってたらいいのではなくて、事前予防もできるように、どうサポートしていくのかというところが、おそらく今後、県として問われるのではないかと思う。

先ほどと重複するが、今までは実態把握の段階だったけれども、次の段階にもう少 し踏み込んだほうがいいのではと思う。

J委員

その通りだと思う。私も現場で生活保護の業務をしていたことがあるが、例えば先ほどのごみ屋敷の問題に対応していくためには、色々な地域の関係者が関わって、それをコーディネートしていくことが必要となってくる。そういう意味で事前予防も重要だと思う。

D 委員

次年度以降の課題として、研修の打ち出し方も含め、事前予防をどう豊かにしてい くのかについても意識していただければと思う。

次回協議会では、今日の協議会で出た課題や来年度新規事業についての事務局からの報告や議論をしていきたいが、その間も委員からご意見等あれば事務局へ連絡いただければと思います。

5 次回の開催

事務局より令和6年7~8月に開催予定と説明

[以上]